区協議会について

令和８年４月
市民協働・地域政策課

目次

１　区協議会の法的位置づけと目的
２　一般的な附属機関と区協議会の違い
３　区協議会の責務と機能
４　代表会と地域分科会
５　区協議会と市の関係
６　地区コミュニティ協議会

1　区協議会の法的位置づけと目的

▶法的位置付け

・地方自治法第252条の20第7項に基づき政令指定都市の行政区に置く「区地域協議会」

・「区地域協議会」は、20政令市指定都市中、浜松市のみ設置

・浜松市における名称は「区協議会」（市の附属機関）

▶目的

・地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進すること

・住民自治を推進すること

2　一般的な附属機関と区協議会の違い

▶一般的な附属機関

・市長が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために市の内部に置く合議制の機関

・行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査等を行う

・法的には、個別法又は地方自治法の規定に基づき、条例の規定により設置される

総務部	市民部	健康福祉部	環境部	産業部	都市整備部	土木部	・・・
行政区画等審議会	男女共同参画審議会	社会福祉審議会	環境影響評価審査会	商業集積審議会	都市計画審議会	水防賞じゅつ金審査委員会	・・・
地自法138条の４	地自法138条の４	個別法	地自法138条の４	地自法138条の４	個別法	地自法138条の４	個別法又は地自法

2　一般的な附属機関と区協議会の違い

▶区協議会

・区協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行うもの

・区協議会は、区における総合行政を推進する１つの手段

	総務部	市民部	健康福祉部	環境部	産業部	都市整備部	土木部	・・・
中央区協議会								
浜名区協議会								
天竜区協議会								

5

3　区協議会の責務と機能

▶区協議会の責務

・区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行う

・地域における市民協働活動の要となるよう努める

▶区協議会の機能

・地域の多様な意見や要望を集約、調整

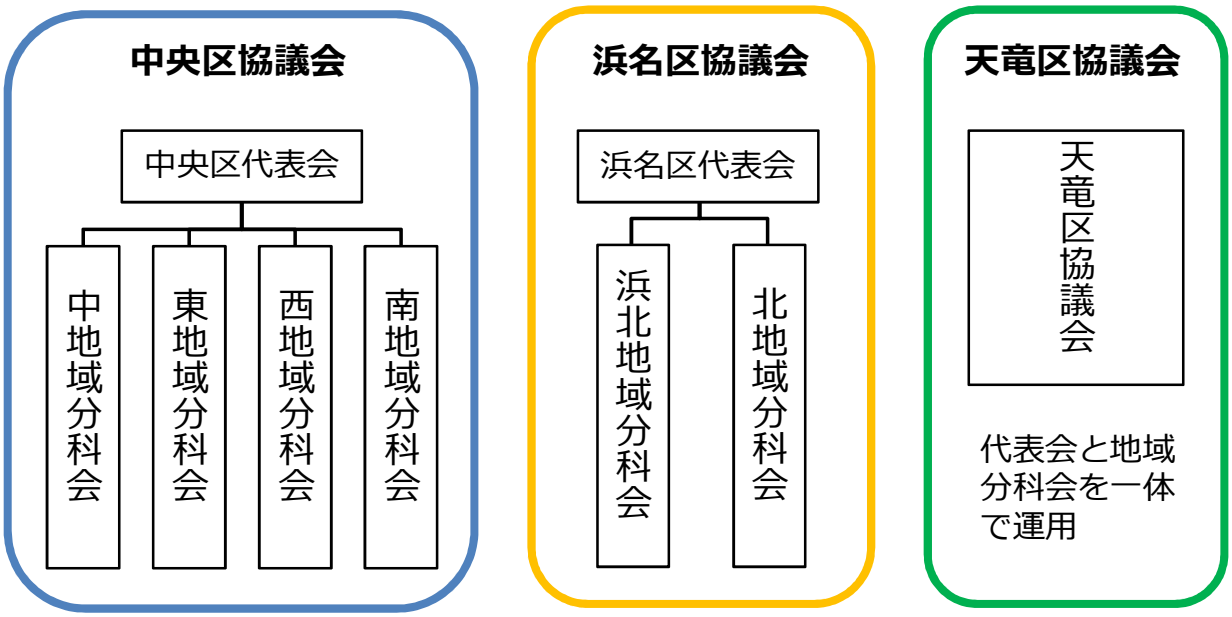
・地域課題の解決策を検討

・地域で目指すまちづくりを提案

・市や地域から収集した情報を発信

４　代表会と地域分科会

（１）区協議会の体制



４　代表会と地域分科会

（２）区協議会の権限

▶代表会

区域全体に関する事項を議論

①区協議会の運営に関する事項を調整

②諮問、協議、報告事項を審議

③諮問、協議、報告事項を地域分科会へ付託

▶地域分科会

所掌区域に関する事項を議論

①地域づくりに関する事項を審議

②代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項について審議し、代表会に意見を提出

4　代表会と地域分科会

（3）区協議会のスケジュール

代表会は年4回程度、地域分科会は年12回程度開催

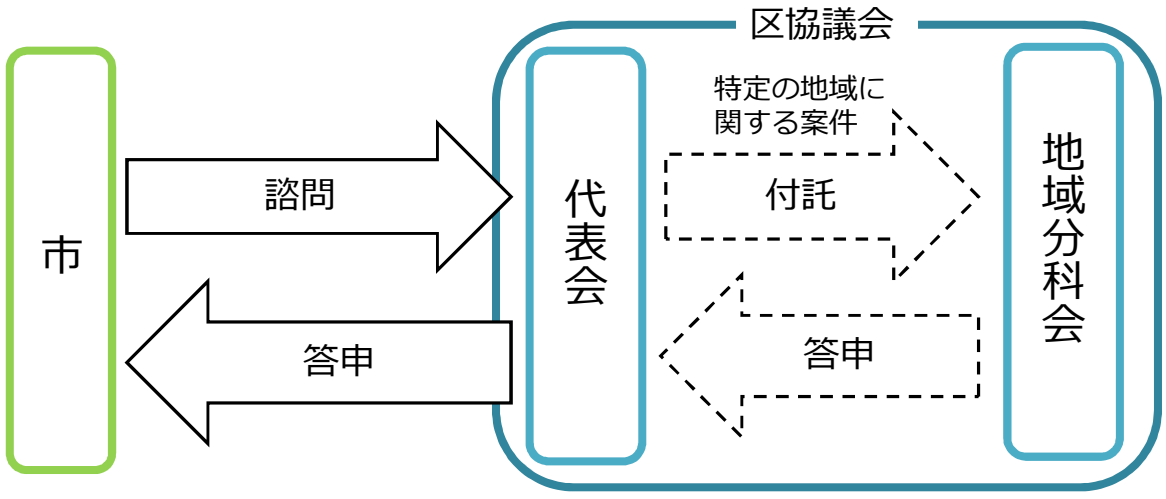
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中央区・浜名区	代表会		○		○			○				○	
	地域分科会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天竜区協議会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

標準的な開催日：代表会は概ね5日頃、地域分科会、天竜区協議会は概ね20日頃

5　区協議会と市の関係

（1）諮問　（市発意）

市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るもの、公共施設の設置または廃止、住民生活への影響が大きいもの等、市民意見を聴取しなければならないもの



5　区協議会と市の関係

（２）協議・報告　（市発意）

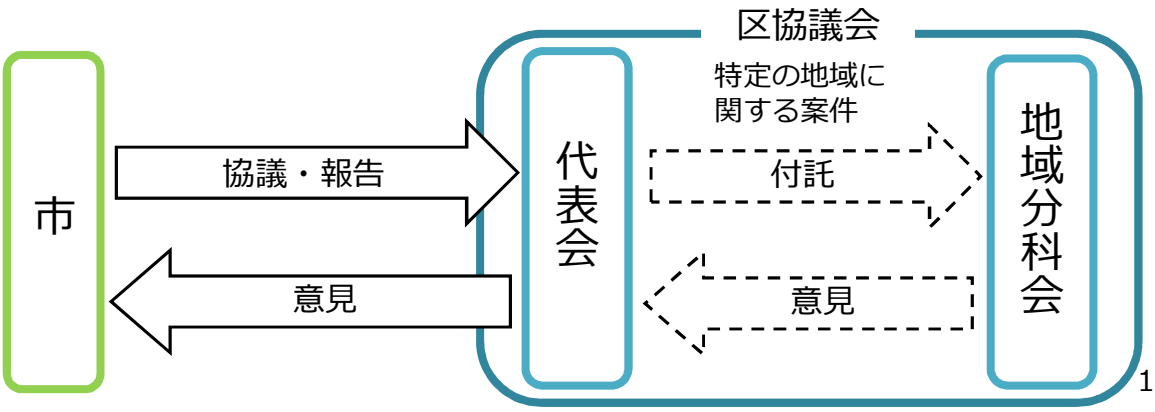
▶協議

諮問以外の案件で市民意見を聴取したいもの

▶報告

・過去に諮問、協議した案件に対する決定事項や進捗状況

・市民生活に影響を及ぼす緊急的または突発的な案件等の対処状況



5　区協議会と市の関係

（３）提案・要望　（市民発意）

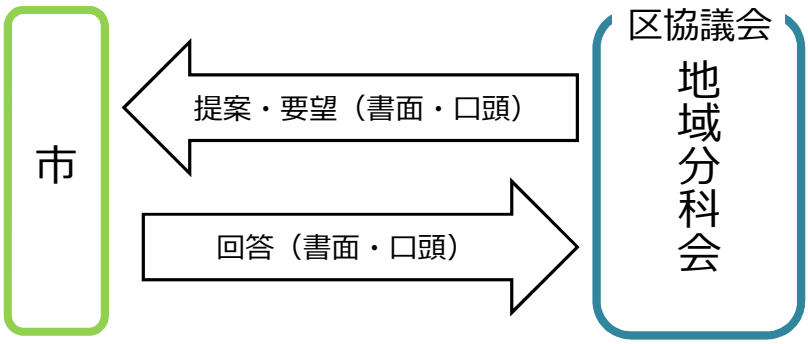
区協議会が把握した地域課題などについて意見

▶書面での提案・要望

要望書を作成して提出（所管課が回答書を作成し回答）

▶口頭での提案・要望

区協議会の場で意見（後日所管課が調整し速やかに回答）



6　地区コミュニティ協議会

（1）地区コミュニティ協議会とは

○地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができる

※地区コミュニティ協議会の設置は地域の負担を考慮し、地域の任意とする

・地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる

・地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する

○区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べることができる

・地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出する

6　地区コミュニティ協議会

（2）地区コミュニティ協議会の意義

○地域の合意形成の場

地域の多様な立場が集まり、話し合うことで地域の共通認識を持つ

○住民主体のまちづくりの推進

「地域のことは地域で考える」地域主体のまちづくりを推進する

○各団体・組織の連携強化

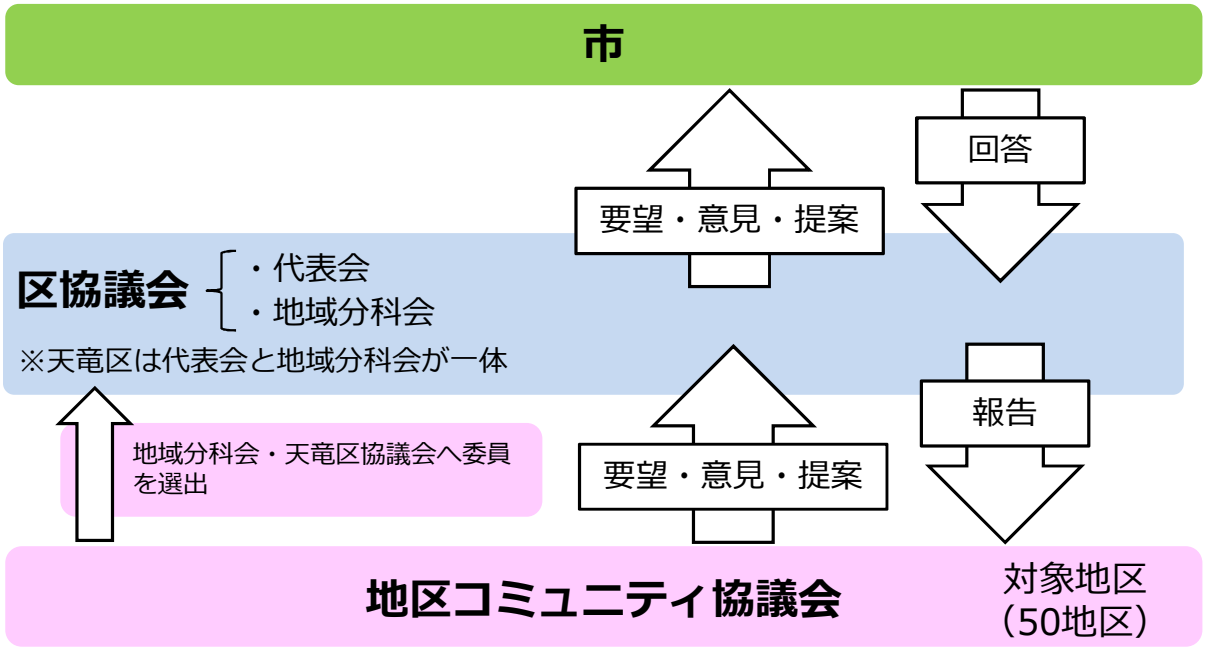
個々の団体が連携し、地域課題の解決や地域全体での活動の効率化を図る

○地域資源の活用と課題解決

地域資源を再発見し、地域の力を最大限に活かしたまちづくりを目指す

6　地区コミュニティ協議会

（3）地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性



区協議会（中地域分科会）の運営等について

中央区・区振興課

１　中地域分科会の運営について

・会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 27 条関係）

・開催日程は、年 12 回程度。

・会長は、会議を招集しようとするときは、議事、日時及び会場を各委員に通知。
（開催の１週間前を目安に郵送→会議当日持参）
（中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱第５条関係）

・会議は、原則公開。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第７条関係）

・会議は、一般の方の傍聴が可能。
（中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱第３条関係）

・発言者、発言内容を載せた会議録を市公式ホームページに掲載。
（中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱第 15 条関係）

・会議録は、２人以上の委員が署名。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第７条関係）

２　会長及び副会長の選任について

・会長及び副会長１人を置く。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 24 条関係）

・会長及び副会長の互選の方法は、地域分科会で協議して定める。
（中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱第２条関係）

区協議会委員の位置付けと地位利用による選挙運動の禁止

１　委員の位置付け

区協議会の委員は、地方公務員法第３条第３項に規定する地方公務員で、浜松市職員（非常勤職員の特別職）になります。

２　選挙運動における公務員の対応

・選挙に際しては、公職選挙法第１２９条の規定によりすべての事前運動が禁止されています。

・すべての公務員は、公職選挙法第１３６条の２第１項第１号の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されています。

・すべての公務員が公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする公職選挙法第１３６条の２第２項各号に掲げる行為は、前記の禁止行為に該当するものとみなされます。

※裏面「地方公務員の政治的行為の制限等」参照

地方公務員の政治的行為の制限等（留意事項）

1　地位利用による選挙運動の禁止

(1) 地方公務員の地位利用による選挙運動の禁止

ア　公職選挙法第 136 条の 2 第 1 項第 1 号により、地方公務員はその地位を利用して選挙運動をすることはできない。

イ　地方公務員がその地位を利用して行う選挙運動は、単に服務上の問題であるにとどまらず、それが選挙の自由公正を著しく害することとなるので、事前、選挙運動期間中であることを問わず、一切禁止されており、一般的には選挙運動ではないとされている立候補準備行為や選挙準備行為においても地位利用になる場合はできない。

ウ　ここでいう「地方公務員」とは、地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者をいい、その根拠が法令であろうと予算であろうと、一般職であろうと特別職であろうと、また勤務の態様が常勤であろうと非常勤であろうと、また行政、警察、教育のいずれの分野に属するかを問わず、地方公共団体の公務に従事する全ての者を指す。

エ　「その地位を利用して」とは、地方公務員がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行ないうるような影響力又は便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいう。

［例］

① 補助金、交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する地方公務員が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

② 地方公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算編成権等に基づく影響力を利用して、部下又は職務上関係のある地方公務員等に対し、選挙に際して投票を勧誘すること。（法令上当然には指揮監督権はなくとも、人事、予算等につき影響力を有する地位にある者も含まれる。）

③ 地方事務所、市町村役場等の窓口で、住民に直接接する職員や世論調査、巡回指導等で各戸を訪ねる地方公務員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

［候補者の推薦支持の目的をもって次のような行為をすると、地位利用の選挙運動とみなされる］

① 職務上関係のある団体の推薦候補者を決める際に干渉すること。

② 外郭団体に特定の候補者の後援会に参加することを要請すること。

③ 職務上関係のある出先機関の関係部課長、市町村長等に投票の割当て（ポスター貼り）等を指示すること。

(Version1.0)

区協議会
運営マニュアル

令和６年１月

市民部 市民協働・地域政策課

目　　次

第１章　区協議会の概要
１　附属機関とは　1
２　区協議会の設置　1
３　区協議会の権限・責務　2
４　委員定数　3
５　委員の資格等　3
６　経過措置（令和８年３月３１日まで）　5
７　委員の位置づけ等　6
第２章 委員の選任
１　区協議会の委員の選任　8
２　委員の辞任、失職及び補充　15
３　代表会委員の選任　16
第３章　会議の運営
１　会長及び副会長の選任　17
２　会長及び副会長の辞任　17
３　会議の開催情報の公開　17
４　会議資料の事前送付　17
５　傍聴の受付　18
６　議事　18
７　市職員による運営補助　18
８　会議録の作成　18
９　会議録等の公開　19
第４章　区協議会への諮問等
１　案件の棲み分け　20
２　年間スケジュール　20
３　諮問・協議・報告　24
４　答申（諮問に対する回答）　25
５　意見（協議・報告に対する回答）　26
６　提案・要望　26
第５章　委員会
１　委員会の設置　26

第１章 区協議会の概要

１　附属機関とは

市長・教育委員会等が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために市の内部に置く合議制の機関で、行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査、調停等を行います。法的には、個別法又は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 の規定に基づき、条例の規定により設置されるものです。

区協議会は、法令任意型（法令に根拠があるが、設置は任意であるもの）に区分され、機能は「政策審議機能」に分類されます。執行機関の諮問に応じ、基本的な政策について、市民の意見を反映させるための見地、専門技術的見地又は公平・中立性確保の見地からの審議、調査等を行うものです。

◇地方自治法（抜粋）

（委員会・委員の設置）
第 138 条の 4
3 普通地方公共団体は、法令又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

（職務・組織・設置）
第 202 条の 3　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

２　区協議会の設置

（１）区協議会

地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づき、区協議会を設置するものです。

地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下、設置条例という。）第４条の規定により、区地域協議会として区ごとに区協議会を置いています。

（２）代表会

設置条例第５条の２第１項の規定により、中央区協議会及び浜名区協議会に代表会を置きます。天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

（３）地域分科会

設置条例第５条の２第１項の規定により、中央区協議会及び浜名区協議会に地域分科会を置きます。天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

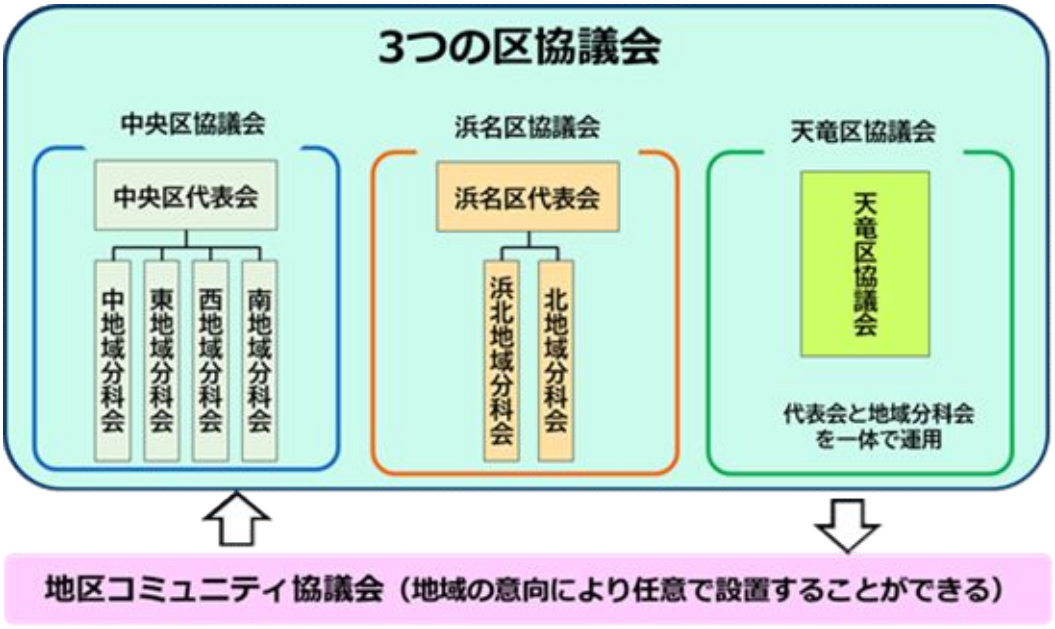
（４）地区コミュニティ協議会

設置条例第２９条第１項の規定により、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会に認定することができます。

※地区コミュニティ協議会は、市の附属機関ではありません。

◇地方自治法（抜粋）

（区の設置）
第 252 条の 20
7 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。



3　区協議会の権限・責務

天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運用します。

（１）代表会

①　区協議会の運営に関する事項を調整

②　諮問、協議、報告事項を審議

・諮問、協議、報告事項を審議し、市へ意見を提出する

・市からの回答について、地域分科会へ報告する

③　諮問、協議、報告事項を付託

・必要があると認める事項について、地域分科会へ付託して審議させることができる

・付託した事項について、地域分科会からの意見をまとめて市へ提出する

・市からの回答について、地域分科会へ報告する

（２）地域分科会

①　地域づくりに関する事項を審議

・　地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から提出された提案、意見、要望について審議し、必要があると認める事項について、市へ提出することができる

・　市からの回答について、地区コミュニティ協議会へ報告する

②　代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項を審議

・代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出する

４　委員定数

（１）区協議会

委員の定数については、設置条例第５条第１項の規定により次表のとおりです。

区	区協議会の名称	委員の定数
中央区	中央区協議会	80 人以内
浜名区	浜名区協議会	40 人以内
天竜区	天竜区協議会	20 人以内

（２）代表会

代表会の委員の定数については、設置条例第１６条の規定により次表のとおりです。

区協議会	区協議会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8 人以内	各 2 人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8 人以内	各 4 人以内

（３）地域分科会

地域分科会の委員の定数については、設置条例第２２条の規定により次表のとおりです。

区協議会	地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	20 人以内
	東地域分科会	20 人以内
	西地域分科会	20 人以内
	南地域分科会	20 人以内
浜名区協議会	北地域分科会	20 人以内
	浜北地域分科会	20 人以内

５　委員の資格等

（１）委員の資格

①市民

区協議会委員の資格は、当該区の区域内に住所を有する市民（住民基本台帳への登録が必要）です。

なお、中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する市民です。

②市職員等の取り扱い

市職員（常勤の一般職及び特別職）は、特別な場合を除き選任しません。

また、同様に市の会計年度任用職員及び臨時的任用職員も区協議会委員となることはふさわしくありません。

市議会議員についても、行政委員会等の委員の就任について辞退していることから、特別な場合を除き選任しないこととします。

◇地方自治法（抜粋）

（地域協議会の設置及び構成員）
第 202 条の５
2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

（区の設置）
第 252 条の 20
8 第 202 条の５第２項から第 5 項まで及び第 202 条の６から第 202 条の９までの規定は、区地域協議会に準用する。

◇附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

市長の補助職員である市職員は、その所掌事務の範囲内で補助者としての意見を市長に述べるべきであるため、法令に定めのある場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。国、県及び他の地方公共団体の職員についても法令に定めのある場合、知識経験者として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き附属機関の委員に選任しないものとする。

（２）委員の任期及び再任回数

①委員任期　　３年

②再任回数　　１回限り（ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。）

幅広い人材からの幅広い意見集約という観点から、固定化しないことが望ましいですが、「附属機関の設置及び運営マニュアル」では、附属機関の設置目的を達成する上で、他の者に代えがたい特別な事情があると認められる場合は、基本方針の対象外とすることが規定されています。

再任については、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」第４条第７号の規定により「連続して」いなければ委員になる資格があります。また、「附属機関の設置及び運営マニュアル」から、公募委員も同様の扱いとなります。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の選任）
第４条　附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的又は所掌事項に照らし、当該附属機関が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次に掲げる基準により選任するものとする。
(1) 専門的な知識、公平・中立性確保等設置の目的が的確に達成される委員構成とすること。この場合において、市民から選任するよう努めるものとする。
(2) 委員数は、原則として 10 人以内とすること。
(3) 同一人を委員として選任できる機関の数は、2 機関までとすること。
(4) 男女の登用率は、委員定数の 35%を下回らないこと。
(5) 職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
(6) 委員の任期は、法令等に定めのない限り 3 年を限度とすること。
(7) 同一の委員について 6 年又は連続して 2 任期（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないこと。

◇附属機関の設置及び運営マニュアル（抜粋）

(8) 長期委嘱の禁止：2任期又は6年を限度

同一の委員について２任期又は６年連続して（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないものとする。なお、市民委員（公募）についても同様とする。

特定の委員を長期にわたって選任することは、ともすると視点が固定化し、審議会等の停滞につながる恐れがある。審議等の継続性・安定性を確保するため、特定の委員を選任しがちではあるが、意見が偏ることなく、多様な意見を反映させるためにも、特定の委員を漫然と選任しないこと。

(10) 選任基準の対象

(8) の選任基準について、以下に掲げる場合に該当するときは、達成できないやむを得ない理由があるものとしますが、引き続き、適正化に向けた検討をお願いします。

ア　委員の選任について法令又は条例に定めがある場合

イ　当該附属機関の設置目的を達成する上で、他の者に代えがたい特別な事業があると認められる場合

６　経過措置（令和８年３月３１日まで）

（１）選任、任期に係る経過措置

①区再編前の区協議会委員の取り扱い

区再編前に区協議会の委員の職にあった者は、区再編後の地域分科会の欄に属する区協議会の委員に選任されたものとみなし、任期は令和８年３月３１日までとします。

区再編前	区再編後	
	地域分科会	区協議会
中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	
天竜区協議会	―	天竜区協議会

②三方原地区の委員

区再編前に北区協議会の委員の職にあった者のうち、三方原地区に住所を有する者は、区再編後の中央区協議会（中地域分科会）の委員に選任されたものとみなし、任期は令和８年３月３１日までとします。

（２）定員に係る経過措置

①区協議会の委員定数

令和８年３月３１日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の区協議会委員を次のとおりとします。

中央区協議会	８５人に令和６年１月１日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
浜名区協議会	４５人に令和６年１月１日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
天竜区協議会	２５人以内

②地域分科会の委員定数

令和８年３月３１日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の地域分科会の委員を次のとおりとします。

中地域分科会	２０人に令和６年１月１日以後に三方原地区に住所を有する者を加えた人数以内
東地域分科会	２０人以内
西地域分科会	２５人以内
南地域分科会	２０人以内
北地域分科会	２５人から令和６年１月１日以後に三方原地区に住所を有する者を差し引いた人数以内
浜北地域分科会	２０人以内

７　委員の位置づけ等

（１）委員の位置づけ

浜松市の非常勤の特別職となります。

地方公務員法第２条に規定する地方公務員（具体的には第３条第３項第２号）となるため、個人情報の保護に関する法律及び浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の適用になります。

地方公務員法（抜粋）

（この法律の効力）
第２条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）
第３条
３特別職は、次に掲げる職とする。
二法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（２）報酬及び費用弁償

区協議会委員については、「浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例」に基づいて報酬及び費用弁償の支給をします。

区協議会委員が区協議会に係る会議に出席したときは、日額報酬 5,000 円より源泉徴収をした金額を支給します。ただし、代表会の会長及び地域分科会の会長、天竜区協議会の会長が会長職として会議に出席した場合は、日額報酬 6,000 円になります。

（３）報酬の受領辞退

区協議会委員が報酬の受領を辞退しようとする場合は、その旨を浜松市長あてに文書で届出します。

（４）旅費

区協議会委員が公務のために旅行する場合は、３級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給します。

◇浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（抜粋）

（費用弁償）
第４条
2 第２条第１項第 14 号及び第 17 号から第 32 号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる３級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

（５）公務災害補償

区協議会委員は、「浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」第２条で規定する「職員」に該当するため、公務上において災害等を受けた場合は、条例で定める公務災害補償が適用されます。

区協議会委員が公務中に災害等を受けた場合は、区振興課（行政センター）は、職員厚生課へ連絡します。

◇浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（抜粋）

（職員）
第２条 この条例で「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令〔昭和４２年政令第２７４号〕第１条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。
(1) 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受ける者
(2) 浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年浜松市条例第３２号）の適用を受ける者
(3) 浜松市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年浜松市条例第４３号）の適用を受ける者
(4) 浜松市水防団条例（昭和３８年浜松市条例第１９号）第７条の規定の適用を受ける者

第２章　委員の選任

１　区協議会の委員の選任

中央区協議会及び浜名区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第２条第１項により地域分科会による公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している地域分科会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

選任に当たっては、地域内の各地区から満遍なく委員を選任することを基本とします。

なお、天竜区協議会については、天竜区協議会は地域分科会を区協議会と読み替えて運用してください。

（１）委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員の３つに区分されます。

①地域分科会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第２条第１項第１号）

ア　団体推薦委員

地区コミュニティ協議会を設置した地域については、地区コミュニティ協議会へ推薦を依頼し、委員を選出するものとします。

その他の地域については、下記のような公共的な活動を営む団体（法人格の有無は問いません）から委員を選任します。

（例）　地区コミュニティ協議会、自治会、シニアクラブ、民生委員、ＰＴＡ、子ども会、消防団、水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、ＮＰＯ、ボランティア団体など

◇地方自治法（抜粋）
第 157 条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政実例（昭和 24．１．13）
公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、地域分科会が推薦する者（設置条例施行規則第２条第１項第２号）

ア　公募委員

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

（例）地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる方

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の公募）
第５条　附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を所管する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ　直接指名委員

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、地域分科会が推薦した者を選任できるものです。

（例）学識経験者など

（２）推薦会の設置

地域分科会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については地域分科会で承認し、市長へ提出します。

また、地域分科会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしくない場合は、市長は、その理由を添えて地域分科会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

設置条例施行規則第３条第１項の規定により、推薦会は地域分科会委員５人以内で構成し、地域分科会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

・公共的団体等の選定案の策定
・公募委員の推薦案の策定（選考）
・直接指名委員の推薦案の策定
・公募委員の公募の方法の決定
・その他、地域分科会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（２期目）で構成することが望まれます。

①推薦会の設置

推薦会の設置については、設置条例施行規則第３条第１項に規定されています。推薦会の組織及び運営に関する必要な事項について、地域分科会において定めます。

②推薦会の会議の運営

会議の運営は、地域分科会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については地域分科会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

＜参考＞

会議の非公開の主な理由としては、浜松市情報公開条例第７条第２号及び第５号などが考えられます。

非公開手続については、「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照してください。

◇浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議開催情報の公開）

第２条　附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

２ 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

(1) 会議の名称
(2) 開催日時
(3) 開催場所
(4) 会議の議題又は内容
(5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）
(6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨
(7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応
(8) 傍聴手続
(9) その他必要な事項

３ 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

(1) 市のホームページへの掲載
(2) 市政情報室その他庁舎内での掲示

（原則公開）

第３条　附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第７条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

２ 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

３ 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあっては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

（公開の可否の決定）

第４条　前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

２ 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

◇浜松市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(5) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（３）選任までの流れ（標準モデル）

※アルファベットは、「（５）区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）」と対応

①委員構成検討及び推薦会設置要綱の制定（地域分科会）　Ⓐ

・委員構成（分野・団体など）の意見交換（必要に応じて）

・推薦会設置要綱の検討・決定

②推薦会の開催（推薦会）

推薦会については、選考の進捗状況により必要な回数を開催します。（概ね２回）

●第１回推薦会　Ⓑ

地域分科会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

・推薦会会長の互選

・推薦会の役割の説明

・附属機関の設置及び運営に関する基本指針の説明

・区協議会公募委員選考要領の検討及び決定

・区協議会公募委員募集要項の検討及び決定

・会議の公開・非公開の決定（以後の会議分も含む）

●第２回推薦会　Ⓒ

推薦会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

・団体推薦委員の公共的団体等の選定

・公募委員の選考

・直接指名委員の選考

③新委員推薦案の承認（地域分科会）　Ⓓ

推薦案の公募委員及び直接指名委員に現区協議会委員が含まれる場合は、当該委員は自己の推薦に係る事項の議事に加わることができません。（設置条例施行規則第７条第４項）

会議は地域分科会委員の半数が出席しなければ、開催することができないため、出席委員が半数以下とならないよう、必要に応じて議事を分離します。

会議資料について、個人情報が含まれる可能性があるため、資料の作成や地域分科会委員の資料管理への注意喚起、傍聴者への配布資料など配慮をする必要があります。

推薦会の推薦案が否決された場合は、否決の理由を添えて推薦会に差戻します。

④地域分科会新委員の推薦事項の提出（地域分科会）　Ⓓ

地域分科会事務局は、地域分科会で承認された推薦事項を整え受付します。

⑤新協議会委員の委嘱（区振興課または行政センター）　Ⓔ

・公共的団体等への推薦依頼

・区協議会委員就任承諾書の受領

・新委員の委嘱の起案・決裁

※決裁者：担当副市長、確認者：市民協働・地域政策課グループ長及び担当者

・新委員へ委嘱状交付

・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員報告

（４）公募の作業手順（標準モデル）

※アルファベットは、「（５）区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）」と対応

推薦会が公募を行う場合の標準的な作業手順は次のとおりです。

【手順１】公募委員選考要領及び募集要項の決定　（第１回推薦会）Ⓑ

公募委員選考要領及び公募委員募集要項を検討・決定します。

＜募集要項に記載する事項＞（浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱より）

・名称

・所掌事務又は活動内容

・公募する委員の人数

・委嘱する期間

・会議の開催予定回数及び開催時期（曜日、時間帯等）

・応募資格及び応募するための条件

・報酬、費用弁償

・応募の方法及び応募期間

・選考方法

・選考結果の通知方法

【手順２】公募委員の募集　Ⓕ

広報はままつ及び市・区ホームページなどへ掲載その他の方法により募集要項の公表を行います。公募期間は２週間以上です。

【手順３】公募委員の選考　（第２回推薦会）Ⓒ

推薦会にて選考を行います。各推薦会が定める選考基準を満たす者がいない場合は公募委員を選考しないこともできます。

※　選考基準を満たさなかった理由により、公募委員を選考しない場合は、欠員とならないように他の団体推薦委員又は直接指名委員を選考します。

※　公募委員の選考に関する情報は、浜松市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない限り、極力公開に努めなければなりません。

したがって、応募者の氏名（選考されなかった者に係るものを含む）などの公開について、応募者に事前承諾を得る等の措置をとる必要があります。

【手順４】選考結果の通知　Ⓖ

公募委員の選考結果について、地域分科会が市長へ推薦を行った後に応募者へ書面等（地域分科会会長名）で通知します。

※　通知方法については、「公募委員募集要項」にて定めます。

（５）区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝４月１日と想定

	地域分科会	推薦会	公募	区役所（行政センター）
10月	Ⓐ ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任			
11月		Ⓑ ・第１回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定		・新委員について政策法務課に事前協議 （選任基準※を満たしている附属機関については、事前協議に代えて、チェックリストにより自己点検を実施する）
12月			Ⓕ ・公募委員募集 広報はままつ 市・区ＨＰ等に 募集記事掲載	・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト　など
１月	Ⓓ ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出	Ⓒ ・第２回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を地域分科会へ提出		
２月			Ⓖ ・選考結果の通知	・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
３月				
４月				Ⓔ ・新委員委嘱 ・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

※選任基準とは、兼務数、男女登用率及び長期委嘱の基準をいう。（ガイドラインの「選任基準を満たしている附属機関の一覧」を確認）

２　委員の辞任、失職及び補充

（１）区協議会委員の辞任

区協議会委員が辞任しようとするときは、市長に辞任届を提出し、区振興課（行政センター）は市民協働・地域政策課へ書面にて報告します。

（２）失職

区協議会委員は、当該所掌区域外へ住所（所在）を変更した日から、委員としての資格を失います。この場合、区振興課（行政センター）は、本人へ通知するとともに区協議会（地域分科会）へ報告します。

また、市民協働・地域政策課へ欠員の報告を書面にて行います。

※委員の死亡による欠員の場合も、同様に市民協働・地域政策課へ報告します。

※団体推薦委員が、選出母体の役職を退任した際の取り扱いについては、各地域や団体の実状に合わせて、地域分科会で定めます。

（３）補充

何らかの理由により区協議会委員が欠けた場合には、新たに区協議会委員を補充します。選任に当たっては、地域内の各地区から満遍なく委員を選任することを基本とします。

＜補充の流れ＞

①推薦方法の決定

区協議会委員の選任については、推薦会を設置することになっていますが、推薦会委員の指名（地域分科会の議決）など推薦会の設置に時間を要することから、補充に関してのみ地域分科会の議決によって、それ以外の推薦方法により実施することができます。

ア　推薦会による推薦案の策定

改選時と同様に、５人以内の委員で構成する推薦会を組織し、その推薦により行います。

イ　地域分科会の議決により定めた方法による推薦

地域分科会の定める独自の方法で推薦することが可能です。ただし、推薦にあたっては、公平性を確保しなければなりません。

（例）団体推薦委員が欠けた場合、推薦会を設置せずに、辞任（又は失職）した委員の選出母体へ補充委員の推薦を依頼することについて、地域分科会で議決する。

②補充委員の推薦

地域分科会は設置条例施行規則第２条第１項第１号に規定する選定団体又は同条同項第２号に規定する推薦者を市長に提出します。

③委員の委嘱

区振興課（行政センター）は、地域分科会からの推薦に基づいて、委員就任承諾書を受領し、委嘱手続を行います。

＜補欠委員の任期＞

補欠の区協議会委員の任期は、在任者との任期の不揃いを防ぐため、前任者の残任期間としています。

３　代表会委員の選任

代表会委員は、地域分科会ごとに条例別表第４に定める選出数の範囲内で、当該地域分科会委員の互選により定めます。

改選後１回目の地域分科会において、代表会委員を選任します。

（１）中央区代表会

中・東・西・南地域分科会の会長、副会長の計８人で構成

（２）浜名区代表会

浜北・北地域分科会の会長、副会長に加え、各地域分科会から２人ずつ選出し、計８人で構成（地域性に配慮して選出。各地域分科会の会長・副会長のように視野の広さを持った方を選任。）

第３章　会議の運営

１　会長及び副会長の選任

代表会や地域分科会（天竜区は区協議会。以下同じ）の会長及び副会長の選任は、設置条例により「会長及び副会長１人を置く」「互選により定める」とされています。互選の方法は、改選後の初回の会議で協議して定めます。

なお、会長・副会長の任期は、設置条例により「区協議会委員の任期による」とされています。

２　会長及び副会長の辞任

会長等が病気その他やむを得ない事由によって、任期中に会長等の職を辞任しようとするときは、代表会や地域分科会の承認を得なければなりません。

※会長等の職を辞任した場合であっても、同時に区協議会委員の資格は失われません。

（１）会長の辞任

・辞任願の提出先は副会長となります。

・会長自らが会議に諮ることはできないため、副会長が会議に諮ります。

（２）副会長の辞任

・辞任願の提出先は会長となります。

・副会長から辞任願の提出があったときは、会長が会議に諮ります。

３　会議の開催情報の公開

代表会や地域分科会の会議の開催情報は、各々が定める期日までに公開します。

なお、傍聴人の定員は、区振興課長（行政センター長）が、会議の開催ごとに定めるが、１回の会議につき、最低５人は傍聴できるように努めてください。

（１）プレスリリース・議会等への情報提供

区振興課（行政センター）は、開催日程の決定後速やかに、市民協働・地域政策課に報告します。

市民協働・地域政策課は、報告を取りまとめ、広聴広報課へのプレスリリース、議会への情報提供及びコアら掲示板への掲出を行います（毎月 10 日前後）。ただし、委員会や推薦会などについては、プレスリリース、議会への情報提供及びコアら掲示板への掲出は行いません。

（２）ホームページへの掲出

区振興課（行政センター）は、代表会及び地域分科会が定める期日までに区役所等のホームページ担当へ掲出を依頼します。

４　会議資料の事前送付

区振興課（行政センター）は、会議での議論を円滑に行うため、会議開催の概ね１週間前までに委員へ会議資料を送付します。

５　傍聴の受付

（１）一般傍聴

傍聴希望者は、区振興課（行政センター）に、電話、電子メール、来庁すること等により傍聴を申し込むものとします。

傍聴希望者が傍聴に訪れた際には、傍聴券を交付します。

（２）報道のための傍聴

報道関係者が取材のために会議を傍聴する場合は、傍聴申込や撮影の許可など所定の手続は不要です。

６　議事

設置条例１３条及び第２１条、第２７条の規定により、会議は区協議会委員の半数が出席しなければ、開催することができません。

また、会議は会長が議長となり、議事は議長を除いた出席委員の過半数で決定します。

ただし、可否同数で意見が分かれた場合は、議長が意思表示をして、議事を決定することになります。Web 会議で一部の委員がオンラインで出席した場合も通常の出席と同様に取り扱います。

７　市職員による運営補助

（１）区役所及び行政センター職員

区役所及び行政センターの職員は、円滑な議事を進行するため、会議に出席し、会長をサポートします。

（２）コミュニティ担当職員

コミュニティ担当職員は、地区コミュニティ協議会から地域分科会へ出席する委員（コミュニティ担当職員が所属している協働センターを活動拠点とする地区コミュニティ協議会の選出委員）と会議資料の内容を確認したり、共に会議へ出席し、委員の発言を補足したりするなど、委員をサポートします。

また、地域分科会からの報告事項等について、地区コミュニティ協議会に出席し報告します。

８　会議録の作成

区振興課（行政センター）は、会議終了後直ちに会議録を作成し、議長が指名した２人以上の区協議会委員に確認します。（会議録署名人の署名等まで概ね１ヵ月）

署名後の会議録は、市民等からの公開請求に対応するため、区振興課（行政センター）で保管します。

※会議録署名人は、設置条例施行規則第７条第３項等において、「議長は、会議録を調製し、会議において定めた２人以上の委員が署名又は記名押印、その他市長が別に定める方法により確認しなければならない。」とされていることから、議長も署名人になることは可能ですが、調製する本人が署名することは極力避けることが好ましいです。

９　会議録等の公開

（１）公開

区振興課（行政センター）は、署名後の会議録を市民等へいつでも公開できるようにします。また、委員には必要に応じて、会議録の写しを配布します。

（２）ホームページへの掲出

区振興課（行政センター）は、区役所等のホームページ担当へ会議録及び会議資料の掲出を依頼します。

（３）協働センターだよりなどを活用した情報発信

区振興課（行政センター）は、区協議会の議事等の情報を協働センター等へ共有し、協働センター等は、地域に関する情報について協働センターだよりなどを活用して区協議会の情報を地域へ発信します。

第４章 区協議会への諮問等

１　案件の棲み分け

（１）代表会

区域全体に関する事項を議論

・A（諮問）公の施設の設置又は廃止など（随時）

・B（協議）条例や計画のパブリック・コメントなど（随時）

・C（報告）区政運営方針への提案（2 月）、報告（5 月）

・D（報告）区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など（随時）

（２）地域分科会

所掌区域に関する事項を議論

・E　地域課題の議論（通年）

・F（諮問）区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果
（9 月・10 月・2 月）

・G（協議）地域力向上事業（助成事業）の提案、事後評価（2 月ほか・5 月）

・H（協議）地域力向上事業（助成事業以外）の提案（4 月ほか）

２　年間スケジュール（※下記アルファベットは上記１に対応）

（１）代表会

委員の負担に配慮して、年間スケジュールを設定します。

・定例的に地域分科会に付託する案件は、前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。

・書面やオンライン会議の開催など効率よく柔軟に対応してください。

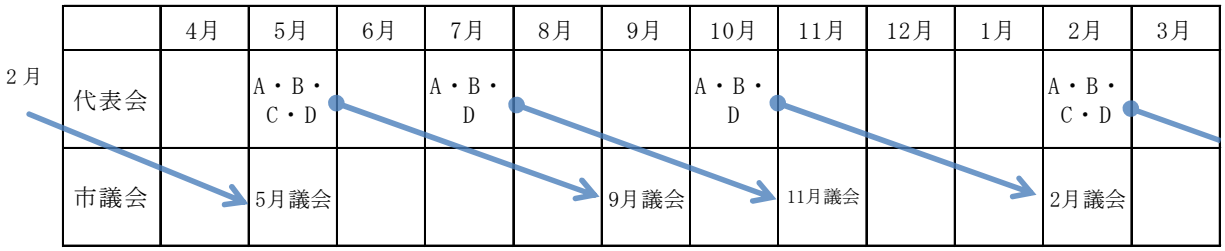
・諮問事項について、代表会委員から意見がない場合は即日答申とし、意見があった場合は書面で翌月に答申してください。

①　令和 5 年度まで（必要があれば開催（下記案件Cは 2 月開催予定））

・諮問、協議、報告事項は全て地域分科会へ付託

②　令和 6 年度から（4 回程度／年）

・議案を提案する時期に合わせて開催（5 月（9 月議会案件）、7 月（11 月議会案件）、10 月（2 月議会案件）、2 月（5 月議会案件））



（２）地域分科会

① 令和５年度まで(3 回程度／年)

・地域課題をはじめ、代表会から付託された諮問、協議、報告事項を議論

・令和６年度からは市の諮問、協議、報告事項を少なくし、地域課題の議論を充実

② 令和６年度から(12 回程度／年)

・地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題を中心に議論

・代表会から付託された地域性の強い諮問、協議、報告事項を議論

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・C・D		A・B・D			A・B・D				A・B・C・D	
地域分科会	E・H	E・G (A・B・C)	E	E (A・B)	E	E・F	E・F (A・B)	E	E	E	E・F・G (A・B・C)	E
市議会		5月議会				9月議会		11月議会			2月議会	



（３）会議の流れ（標準モデル）

ア　諮問（9 月議会に提出する場合）

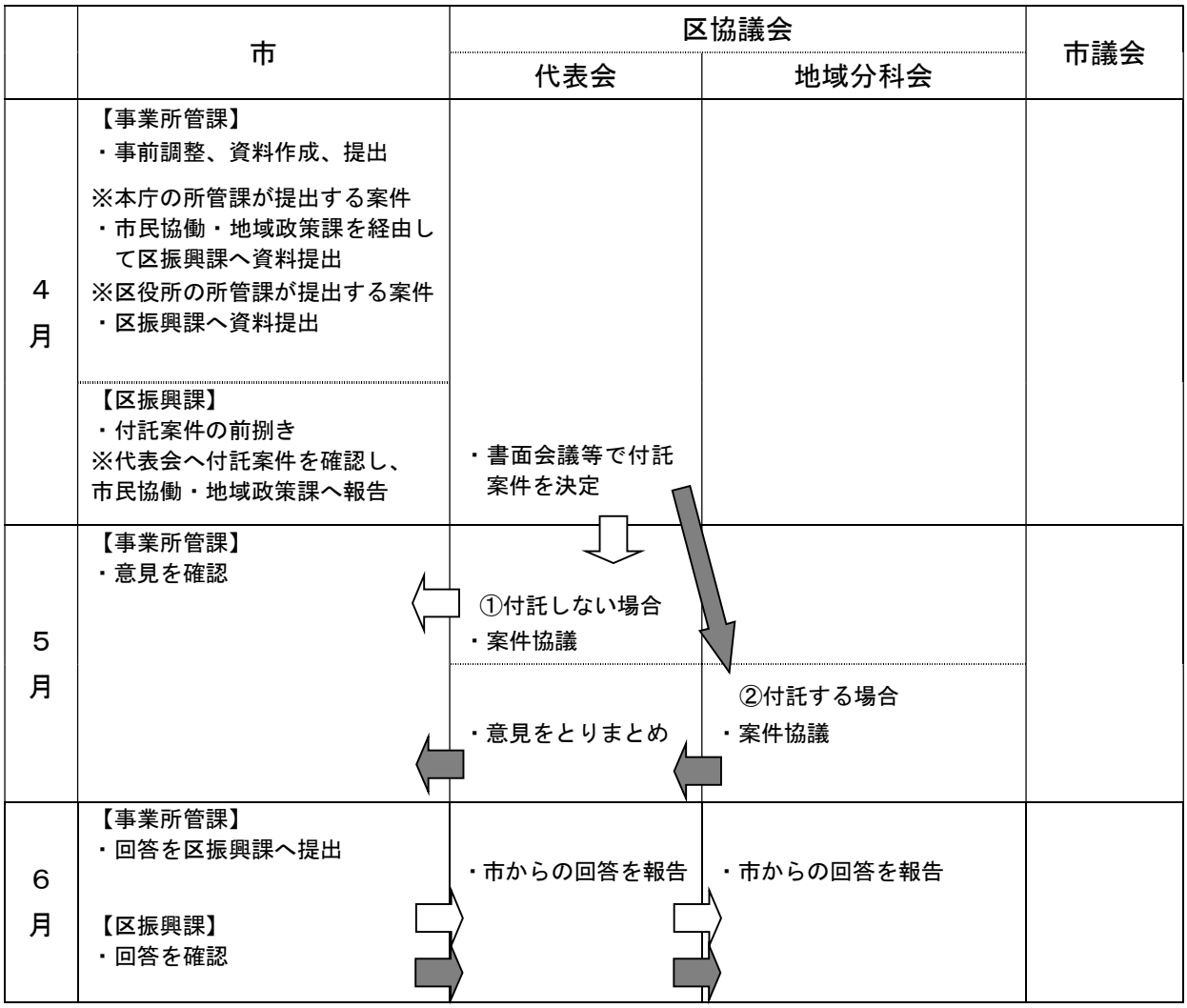
※代表会で審議する案件は白矢印、地域分科会に付託する案件は灰色矢印

	市	区協議会		市議会
		代表会	地域分科会	
４月	【事業所管課】 ・事前調整、資料作成、提出 ※本庁の所管課が提出する案件 ・市民協働・地域政策課を経由して区振興課へ資料提出 ※区役所の所管課が提出する案件 ・区振興課へ資料提出 【区振興課】 ・付託案件の前捌き ※代表会へ付託案件を確認し、市民協働・地域政策課へ報告	・書面会議等で付託案件を決定		
５月	【区振興課】 ・答申書の内容を確認し、市民協働・地域政策課へ提出 【市民協働・地域政策課】 ・答申書を受付（即日答申）し、事業所管課へ報告	①付託しない場合 ・案件協議 ①-1（即日答申の場合） ・答申書の作成 ・答申書のとりまとめ（即日答申の場合）	②付託する場合 ・案件協議 ②-1（即日答申の場合） ・答申書の作成	
６月	【区振興課】 ・答申書の内容を確認し、市民協働・地域政策課へ提出 【市民協働・地域政策課】 ・答申書を受付（翌月答申）し、事業所管課へ報告	①-2（翌月答申の場合） ・答申書の作成 ・答申書のとりまとめ（翌月答申の場合）	②-2（翌月答申の場合） ・答申書の作成	
７月	【事業所管課】 ・意見付き答申の場合、回答を区振興課へ提出 ・財政課へ 9 月議会案件提出 【区振興課】 ・答申に対する事業所管課の回答を確認	・市からの回答を報告	・市からの回答を報告	
８月				
９月				９月議会審査

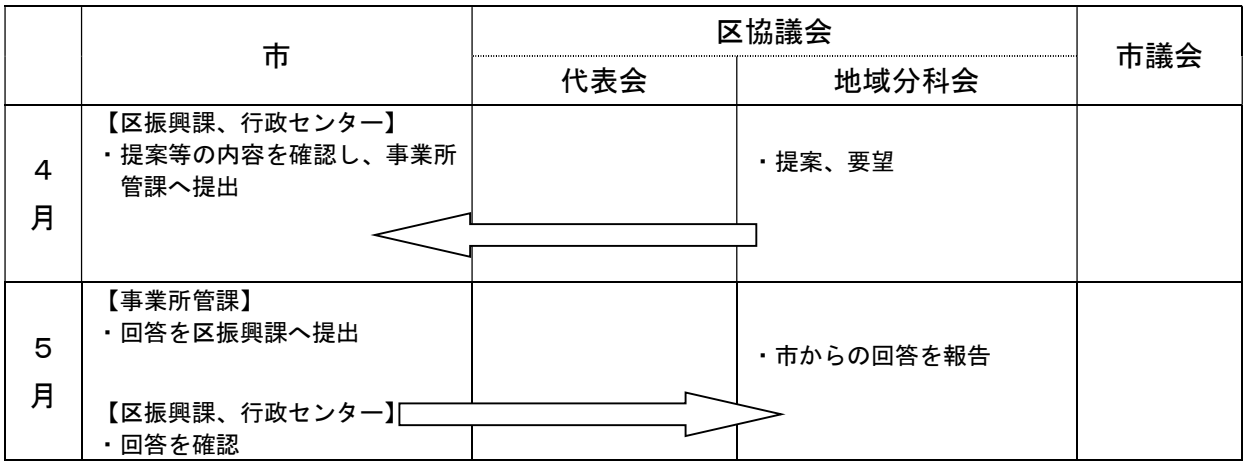
※11 月議会案件は７月、２月議会案件は 10 月、５月議会案件は２月の区協議会に諮問する。

イ　協議・報告案件（5 月の区協議会で協議する場合）

※代表会で審議する案件は白矢印、地域分科会に付託する案件は灰色矢印



ウ　提案・要望（4 月の区協議会で議論する場合）



３　諮問・協議・報告

（１）事前調整

事業所管課は、市長協議、政策調整会議、市政運営会議等での協議や所管部局（組織面、財政面）との調整により庁内での合意形成を図ります。また、本庁の事業所管課については、関係書類の提出前に市民協働・地域政策課と調整し、概要資料を提出します。なお、区協議会への諮問等は、事業を所管する部長の決裁が必要です。

区役所の所管課に関する案件については、区振興課（行政センター）と直接調整します。

・本庁事業所管課の概要資料提出期限

案　件	期　日
中央区・浜名区案件	開催月の前月 5 日
天竜区協議会案件	開催月の前月 20 日

◇浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会の権限）

第 11 条　区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

２　第２６条第２項の規定（第１１条第１項各号に掲げる事項に係る部分を除く。）並びに第２６条第３項及び第４項の規定は、天竜区協議会について準用する。

３　市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 区役所に係る予算編成に関する事項

(2) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

◆諮問

市の施策に関する重要事項であって区の区域に係るもの、公共施設の設置又は廃止、住民生活への影響が大きいもの等、市民意見を聴取しなければならないもの

※答申の受け取りには、諮問から概ね１か月の期間を要します。

◆協議

諮問以外の案件で、市民意見を聴取したいもの

◆報告

過去に諮問もしくは協議した案件に関して、決定事項を案内・周知するものや進捗状況を報告するもの（事業内容に変更があるものは除く）。市民生活に影響を及ぼす緊急的または突発的な案件等に関して対処状況を報告するもの。

（２）付託の確認

代表会の事務局は、概要資料を代表会委員に示し代表会で議論するか、地域分科会に付託して議論するかを確認します。確認後、付託案件の一覧を作成し、市民協働・地域政策課及び地域分科会の事務局に連絡します。

（３）書類作成

事業所管課は、提案様式を作成し、市民協働・地域政策課へデータを提出します。

なお、諮問の場合は、諮問のかがみを作成しますが、市長部局については市民協働・地域政策課、その他の部局はそれぞれで作成します。（教育委員会所管の事業は「浜松市教育委員会」、上下水道部所管の事業は「浜松市水道事業及び下水道事業管理者」、消防の場合は「浜松市消防局消防長」など）

・資料の提出期日

案　件	期　日
代表会案件（区域全体に関する事項）	開催月の前月 15 日
地域分科会案件（所掌区域に関する事項）	開催月の前月末日
天竜区協議会案件	

（４）事務局への書類送付

市発意の案件は、代表会において、代表会で議論するか、地域分科会に付託して議論するかを判断します。市民協働・地域政策課から事業所管課に判断結果を連絡します。連絡を受けた後、事業所管課から各事務局に資料を提出します。

市民協働・地域政策課は、諮問事項等の一覧を作成し、議会へ情報提供します。

４　答申（諮問に対する回答）

（１）答申書の提出

諮問を受けた区協議会は、答申期日までに答申のかがみ、答申書を作成し、市民協働・地域政策課へ提出します。（特に意見がない場合は、即日に答申書を提出することができます。意見があり即日で意見がまとまらない場合は、翌月に事務局を通じて答申書を提出します。）

※地域分科会で審議した案件

地域分科会へ付託された諮問は、代表会にて各地域分科会からの答申を取りまとめて市へ提出します。

（２）答申の取り扱い

市民協働・地域政策課は、区振興課からの答申書を取りまとめ、諮問のあった事業所管課へ報告するとともに、議会への情報提供を行います。また、市ホームページへも掲出します。答申の報告を受けた事業所管課は、必要に応じて答申書に対する回答を作成し（部長決裁）、代表会に回答を送付します。代表会は、付託した案件について、地域分科会に共有します。

５　意見（協議・報告に対する回答）

地域分科会は、代表会から付託された案件についての審議内容を代表会に報告します。

区振興課は、協議・報告事項について、代表会又は各地域分科会委員からの意見を取りまとめ、事業所管課へ報告します。

報告を受けた事業所管課は、回答を作成し、区振興課に回答を送付します。また、区振興課はその回答を行政センターへ提供し、地域分科会の事務局が報告します。

６　提案・要望

地域分科会は、地域住民の提案や要望などを集約し、必要と認めるものについて審議し、市に対して設置条例に基づき提案・要望を行うことができます。

提案・要望の方法は、「書面」のほか、委員の「口頭」による発言をとりまとめ、事務局（区振興課もしくは行政センター）を通して、事業所管課へ提出する方法があります。

（１）提案・要望への回答

地域分科会から提案・要望を受けた事業所管課は必ず回答を作成し、事務局（区振興課または行政センター）と調整した方法により、区協議会へ報告します。

【回答方法】

・書面による提案・要望：書面により回答する

・口頭による提案・要望：事務局と調整した方法により回答する

（２）留意点

地域分科会は、地域団体等から要望が提出された場合は、公平・中立性の観点または、市の附属機関としての位置づけを考慮し、内容を十分審議したうえで、区協議会として要望を受けるべきかどうか議決します。

区協議会は市の附属機関であることから、国・県等に対して直接要望書を提出することは、好ましくありません。区協議会が国・県等に対して要望を行いたい場合は、「市長等から国・県等に対して要望してほしい」旨の提案・要望書を提出します。

第５章　委員会

１　委員会の設置

地域分科会の事務の一部について、審議させるために地域分科会内に委員会を置くことができます。（天竜区協議会は地域分科会を区協議会と読み替えて運用してください。）

地域分科会は地域住民の代表である地域分科会委員全員で協議することが原則と考えます。しかしながら、地域課題の解決に向けて、特定の分野を少人数で深く審議することが有効である場合は、定例的な委員会を設置してもよいと考えます。ただし、諮問について委員会に付託することは想定していません。委員会を設置する場合は、地域分科会で協議し設置します。

（１）委員会の設置

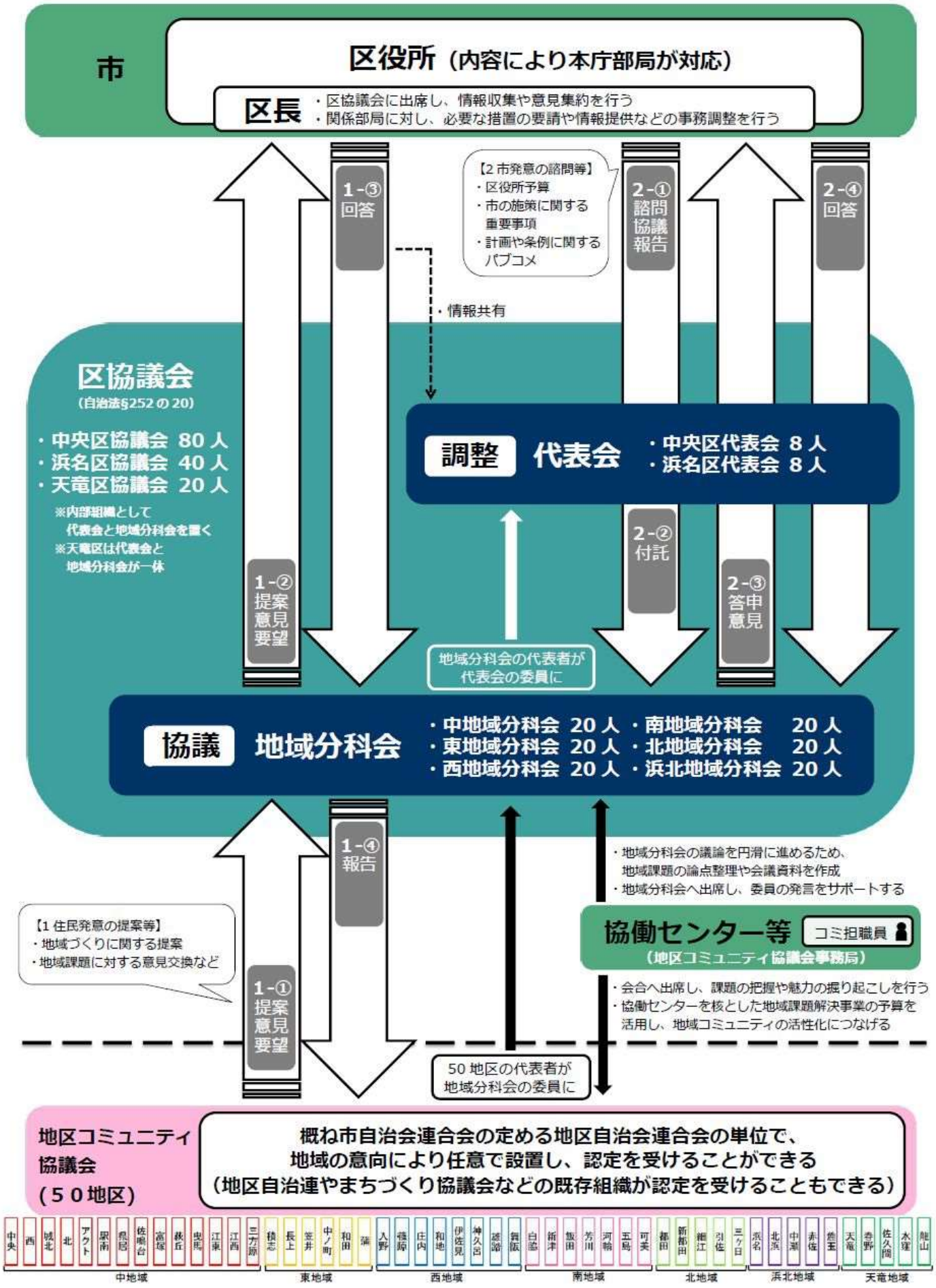
委員会の設置については、条例第 14 条、第 28 条に規定されていますが、委員会の委員が地域分科会委員であること以外は規定されていません。委員会の組織及び運営に関する必要な事項について、地域分科会の議決において定めます。

なお、予算措置がなされていない場合は、予算措置を講じてから設置します。

（２）会議の運営

委員会の運営については、区協議会の会議運営の例により行います。

区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）（白抜き文字は条例事項）



※図内の数字　1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ

区協議会（中地域分科会）関係例規

１　浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(浜松市条例第78号)

・・・・・・１～21ページ

２　中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱（案）

・・・・・・・・・23ページ

３　中央区協議会(中地域分科会)の会議の公開等に関する要綱(案)

・・・・・・25～28ページ

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日
浜松市条例第78号

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　区及び区の事務所(第2条―第3条の2)
第3章　区協議会(第4条―第15条)
第4章　代表会(第16条―第21条)
第5章　地域分科会(第22条―第28条)
第6章　地区コミュニティ協議会(第29条)
第7章　雑則(第30条―第32条)
附則

第1章　総則

(令5条例5・章名追加)

(趣旨)

第1条　この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

第2章　区及び区の事務所

(令5条例5・章名追加)

(区の設置)

第2条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

(1)　中央区
(2)　浜名区
(3)　天竜区

2　前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(令5条例5・一部改正)

(区の事務所)

第3条　地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」という。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2　区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　まちづくりに関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

（平 28 条例 16・追加、令 5 条例 5・一部改正）

第 3 章　区協議会

（令 5 条例 5・章名追加）

（区協議会の設置）

第 4 条　地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

（平 21 条例 48・平 28 条例 16・一部改正）

（区協議会の名称及び区協議会委員の定数）

第 5 条　区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第 3のとおりとする。

2　区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

（代表会及び地域分科会の設置）

第 5 条の 2　中央区協議会及び浜名区協議会に、代表会及び地域分科会を置く。

2　代表会は、地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整することを目的とし、この章に規定する区協議会の事務を所掌する。

3　代表会の決議は、これをもって当該代表会を設置した区協議会の決議とする。

4　地域分科会は、地域づくりに関する事項について審議することを目的とする。

（令 5 条例 5・追加）

（区協議会委員の選任）

第 6 条　中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第 22 条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2　天竜区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、天竜区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

3　市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

（令 5 条例 5・一部改正）

（区協議会委員の任期）

第 7 条　区協議会委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　区協議会委員は、1 回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（平 21 条例 48・平 31 条例 21・令 5 条例 5・一部改正）

（区協議会委員の失職）

第7条の2　中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、第6条第1項の規定による選任に係る地域分科会の所掌区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2　天竜区協議会の区協議会委員は、天竜区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（令5条例5・追加）

（区協議会の会長及び副会長）

第8条　区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2　区協議会の会長（次項及び第4項において「会長」という。）及び副会長（第4項において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3　会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令5条例5・一部改正）

（区協議会の会長及び副会長の選任及び解任）

第9条　中央区協議会及び浜名区協議会の会長及び副会長は、それぞれの代表会の会長及び副会長をもって充てる。

2　天竜区協議会の会長及び副会長は、天竜区協議会の区協議会委員の互選により定める。

3　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、天竜区協議会の会長及び副会長を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2)　職務上の義務違反があると認めるとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、天竜区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

（令5条例5・一部改正）

（区協議会の責務）

第10条　区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

（平23条例46・全改）

（区協議会の権限）

第11条　区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1)　当該区の区役所が所掌する事務に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項

(3)　市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2　第26条第2項の規定(第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。)並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3　市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1)　区役所に係る予算編成に関する事項

(2)　区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

4　教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・令5条例5・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条　市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2　市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3　市長その他の市の機関は、区協議会に対し、前条第1項、第3項及び第4項の意見に対する回答をしなければならない。

4　市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・令5条例5・一部改正)

(天竜区協議会の会議)

第13条　第27条の規定は、天竜区協議会の会議について準用する。

(令5条例5・全改)

(天竜区協議会の委員会)

第14条　天竜区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2　前項の委員会の委員は、天竜区協議会委員のうちから天竜区協議会において選任する。

3　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(令5条例5・一部改正)

(区協議会の庶務)

第15条　区協議会の庶務は、当該区の区役所及びその出先機関において行う。

(令5条例5・一部改正)

第4章　代表会

（令5条例5・追加）

（代表会の名称及び代表会委員の定数）

第16条　代表会の名称及び代表会に属する区協議会委員（以下「代表会委員」という。）の定数は、別表第4のとおりとする。

（令5条例5・追加）

（代表会委員の選任）

第17条　代表会委員は、地域分科会ごとに、別表第4に定める地域分科会からの選出数の範囲内で、当該地域分科会に属する区協議会委員の互選により定める。

（令5条例5・追加）

（代表会の会長及び副会長）

第18条　代表会に会長及び副会長1人を置く。

2　代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3　会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令5条例5・追加）

（代表会の会長及び副会長の選任及び解任）

第19条　会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2)　職務上の義務違反があると認めるとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、代表会に出席する代表会委員の3分の2以上の同意があるとき。

（令5条例5・追加）

（代表会の権限等）

第20条　代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。

2　代表会は、第26条第1項の規定により地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものとする。

3　代表会は、第12条第3項の規定により市長その他の市の機関から回答があったときは、その内容を関係する地域分科会に報告しなければならない。

（令5条例5・追加）

（代表会の会議）

第21条　第27条の規定は、代表会の会議について準用する。

（令5条例5・追加）

第5章　地域分科会

（令5条例5・追加）

（地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数）

第22条　地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員（以下「地域分科会委員」という。）の定数は、別表第5のとおりとする。

（令5条例5・追加）

（地域分科会委員）

第23条　第6条第1項の規定により選任された区協議会委員は、当該選任に係る地域分科会の地域分科会委員とする。

（令5条例5・追加）

（地域分科会の会長及び副会長）

第24条　地域分科会に会長及び副会長1人を置く。

2　地域分科会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3　会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。

4　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令5条例5・追加）

（地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任）

第25条　会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2)　職務上の義務違反があると認めるとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域分科会に出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意があるとき。

（令5条例5・追加）

（地域分科会の権限等）

第26条　地域分科会は、第20条第1項の規定により付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができる。

2　地域分科会は、第11条第1項各号に掲げる事項及び第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見について審議し、必要があると認めるときその他地域づくりに関し必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3　市長その他の市の機関は、地域分科会に対し、前項の規定による提案若しくは要望又は意見に対する回答をしなければならない。

4　地域分科会は、前項の規定による回答があったときは、その内容(第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見に係るものに限る。)を関係する同条第1項に規定する地区コミュニティ協議会に報告しなければならない。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の会議)

第27条　地域分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会長は、地域分科会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3　会議は、地域分科会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席する地域分科会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　前項の場合においては、議長は、地域分科会委員として議決に加わる権利を有しない。

6　第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7　会長は、必要があると認めるときは、地域分科会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8　前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の委員会)

第28条　地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2　前項の委員会の委員は、地域分科会委員のうちから地域分科会において選任する。

3　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(令5条例5・追加)

第6章　地区コミュニティ協議会

(令5条例5・追加)

(地区コミュニティ協議会)

第29条　市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができる。

2　地区コミュニティ協議会は、地域分科会又は天竜区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3　市は、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるほか、必要な支援を講じるものとする。

4　市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行う。

5　前各項に規定するもののほか、地区コミュニティ協議会の認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

（令5条例5・追加）

第7章　雑則

（令5条例5・章名追加）

（連絡調整）

第30条　区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

（平21条例48・旧第29条繰上・一部改正、令5条例5・旧第16条繰下）

（区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整）

第31条　市長は、第11条第3項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

（平21条例48・旧第31条繰上・一部改正、令5条例5・旧第17条繰下・一部改正）

（委任）

第32条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平21条例48・旧第32条繰上、令5条例5・旧第18条繰下）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止）

2　浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

（準備行為）

3　第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4　この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5　この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6　この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則(平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附　則(平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則(平成22年6月17日浜松市条例第34号)

1　この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2　浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附　則(平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成24年12月14日浜松市条例第61号)

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附　則(平成25年2月26日浜松市条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附　則(平成25年9月26日浜松市条例第46号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附　則(平成28年3月24日浜松市条例第16号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月24日浜松市条例第17号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附　則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2　第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附　則(令和元年12月19日浜松市条例第39号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附　則(令和5年2月22日浜松市条例第5号)

(施行期日)

1　この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(区協議会委員に関する経過措置)

2　改正後の別表第3に定める区協議会委員の定数は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区協議会	85人に附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
浜名区協議会	45人から附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数(40人を

	下回る場合にあっては、40 人)以内
天竜区協議会	25 人以内

3　施行日の前日に次の表の左欄に掲げる改正前の別表第 3 に定める区協議会の区協議会委員の職にあった者(次項の規定の適用を受ける者を除く。)は、施行日において、改正後の第 6 条第 1 項の規定によりそれぞれ次の表の中欄に掲げる改正後の別表第 5 に定める地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから次の表の右欄に掲げる改正後の別表第 3 に定める区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	

4　施行日の前日に改正前の別表第 3 に定める北区協議会の区協議会委員の職にあった者のうち改正後の別表第 5 に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有するものは、施行日において、改正後の第 6 条第 1 項の規定により同表に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第 3 に定める中央区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

5　施行日の前日に改正前の別表第 3 に定める天竜区協議会の区協議会委員の職にあった者は、施行日において、改正後の第 6 条第 2 項の規定により改正後の別表第 1 に定める天竜区の区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第 3 に定める天竜区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

6　前 3 項の規定により選任されたものとみなされた区協議会委員及び施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に改正後の第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により選任される区協議会委員の任期は、改正後の第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

(地域分科会委員に関する経過措置)

7　改正後の別表第 5 に定める地域分科会委員の定数は、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中地域分科会	20 人に附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
東地域分科会	20 人以内
西地域分科会	25 人以内

南地域分科会	20 人以内
北地域分科会	25 人から附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数(20 人を下回る場合にあっては、20 人)以内
浜北地域分科会	20 人以内

(規則への委任)

8　附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1(第 2 条関係)

(令 5 条例 5・全改)

区	区域
中央区	池町　田町　板屋町　東田町　木戸町　相生町　中島町　名塚町　富吉町　天神町　領家一丁目　領家二丁目　領家三丁目　中島一丁目　中島二丁目　中島三丁目　中島四丁目　向宿一丁目　向宿二丁目　向宿三丁目　佐藤一丁目　佐藤二丁目　佐藤三丁目　中央一丁目　中央二丁目　中央三丁目　松城町　高町　中山町　三組町　鴨江町　西伊場町　南伊場町　和地山一丁目　和地山二丁目　和地山三丁目　富塚町　和合町　泉町　高丘町　鴨江一丁目　鴨江二丁目　鴨江三丁目　鴨江四丁目　文丘町　布橋一丁目　布橋二丁目　布橋三丁目　広沢一丁目　広沢二丁目　広沢三丁目　鹿谷町　山手町　蜆塚一丁目　蜆塚二丁目　蜆塚三丁目　蜆塚四丁目　泉一丁目　泉二丁目　泉三丁目　泉四丁目　佐鳴台一丁目　佐鳴台二丁目　佐鳴台三丁目　佐鳴台四丁目　佐鳴台五丁目　佐鳴台六丁目　葵東一丁目　葵東二丁目　西丘町　葵東三丁目　高丘東一丁目　高丘東二丁目　高丘東三丁目　高丘東四丁目　高丘東五丁目　高丘西一丁目　高丘西二丁目　高丘西三丁目　高丘西四丁目　高丘北一丁目　高丘北二丁目　高丘北三丁目　高丘北四丁目　葵西一丁目　葵西二丁目　葵西三丁目　葵西四丁目　葵西五丁目　葵西六丁目　花川町　神明町　肴町　連尺町　紺屋町　利町　伝馬町　鍛冶町　旭町　千歳町　大工町　栄町　元魚町　旅籠町　平田町　塩町　成子町　菅原町　海老塚町　砂山町　北寺島町　寺島町　龍禅寺町　浅田町　森田町　春日町　神田町　瓜内町　法枝町　東伊場一丁目　東伊場二丁目　西浅田一丁目　西浅田二丁目　上浅田一丁目　上浅田二丁目　南浅田一丁目　南浅田二丁目　海老塚一丁目　海老塚二丁目　元城町　尾張町　元目町　北田町　常盤町　早馬町　下池川町　中沢町　山下町　元浜町　八幡町　野口町　船越町　細島町　茄子町　新津町　助信町　曳馬町　十軒町　早出町　城北一丁目　城北二丁目　城北三丁目　住吉一丁目　住吉二丁目　住吉三丁目　住吉四丁目　住吉五丁目　幸一丁目　幸二丁目　幸三丁目　幸四丁目　幸五丁目　萩丘一丁目　萩丘二丁目　萩丘三丁目　萩丘四丁目　萩丘五丁目　小豆餅一丁目　小豆餅二丁目　小豆餅三丁目　小豆餅四丁目　高林一丁目　高林二丁目　高林三丁目　高林四丁目　高林五丁目　上島一丁目　上島二丁目　上島三丁目　上島四丁目　上島五丁

	目　上島六丁目　上島七丁目　曳馬一丁目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目　曳馬五丁目　曳馬六丁目　和合北一丁目　和合北二丁目　和合北三丁目　和合北四丁目　植松町　将監町　神立町　西塚町　上西町　丸塚町　上新屋町　宮竹町　大蒲町　子安町　和田町　天龍川町　篠ケ瀬町　北島町　薬師町　薬新町　安新町　安間町　材木町　龍光町　長鶴町　白鳥町　松小池町　中里町　中野町　国吉町　上石田町　市野町　小池町　中田町　原島町　天王町　下石田町　笠井町　笠井上町　笠井新田町　豊町　豊西町　恒武町　貴平町　常光町　流通元町　中郡町　西ケ崎町　大島町　大瀬町　積志町　有玉北町　有玉南町　有玉西町　半田町　有玉台一丁目　有玉台二丁目　有玉台三丁目　有玉台四丁目　半田山一丁目　半田山二丁目　半田山三丁目　半田山四丁目　半田山五丁目　半田山六丁目　西山町　神ケ谷町　大久保町　神原町　入野町　西鴨江町　志都呂町　伊左地町　佐浜町　大人見町　古人見町　和地町　湖東町　大山町　和光町　深萩町　平松町　呉松町　白洲町　舘山寺町　庄内町　協和町　庄和町　村櫛町　篠原町　坪井町　馬郡町　大平台一丁目　大平台二丁目　大平台三丁目　大平台四丁目　桜台一丁目　桜台二丁目　桜台三丁目　桜台四丁目　桜台五丁目　桜台六丁目　西都台町　志都呂一丁目　志都呂二丁目　舞阪町舞阪　舞阪町長十新田　舞阪町浜田　舞阪町弁天島　雄踏町宇布見　雄踏町山崎　雄踏一丁目　雄踏二丁目　渡瀬町　三和町　飯田町　青屋町　鶴見町　新貝町　大塚町　下飯田町　頭陀寺町　本郷町　西伝寺町　安松町　石原町　金折町　老間町　古川町　立野町　四本松町　芳川町　恩地町　参野町　都盛町　大柳町　凧野町　御給町　下江町　富屋町　西町　東町　長田町　河輪町　三新町　江之島町　西島町　福島町　松島町　遠州浜一丁目　遠州浜二丁目　遠州浜三丁目　遠州浜四丁目　楊子町　三島町　白羽町　中田島町　寺脇町　福塚町　田尻町　新橋町　堤町　米津町　小沢渡町　倉松町　卸本町　高塚町　増楽町　若林町　東若林町　初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸町　大原町　根洗町　これらの町字に隣接する浜名湖
浜名区	都田町　滝沢町　鷲沢町　新都田一丁目　新都田二丁目　新都田三丁目　新都田四丁目　新都田五丁目　細江町小野　細江町気賀　細江町中川　細江町広岡　細江町三和　引佐町井伊谷　引佐町伊平　引佐町奥山　引佐町金指　引佐町狩宿　引佐町川名　引佐町黒渕　引佐町渋川　引佐町四方浄　引佐町白岩　引佐町田沢　引佐町田畑　引佐町栃窪　引佐町兎荷　引佐町西久留女木　引佐町西黒田　引佐町花平　引佐町東久留女木　引佐町東黒田　引佐町別所　引佐町的場　引佐町三岳　引佐町谷沢　引佐町横尾　神宮寺町　三ヶ日町宇志　三ヶ日町大崎　三ヶ日町大谷　三ヶ日町岡本　三ヶ日町上尾奈　三ヶ日町駒場　三ヶ日町佐久米　三ヶ日町下尾奈　三ヶ日町只木　三ヶ日町都筑　三ヶ日町津々崎　三ヶ日町釣　三ヶ日町鵺代　三ヶ日町日比沢　三ヶ日町平山　三ヶ日町福長　三ヶ日町本坂　三ヶ日町摩訶耶　三ヶ日町三ヶ日　寺島　中条　横須賀　高畑　西美薗　東美薗　油一色　本沢合　道本　沼　貴布祢　小林　善地　高薗　竜南　新野　新堀　八幡　永島　上善地　小松　内野　内野台一丁目　内野台二丁目　内野台三丁目　内野台四丁目　平口　染地

	台一丁目　染地台二丁目　染地台三丁目　染地台四丁目　染地台五丁目　染地台六丁目　上島　中瀬　豊保　於呂　根堅　尾野　宮口　新原　大平　堀谷　灰木　三大地　四大地　西中瀬一丁目　西中瀬二丁目　西中瀬三丁目　これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
天竜区	二俣町二俣　二俣町大園　二俣町阿蔵　二俣町鹿島　二俣町南鹿島　山東　次郎八新田　大谷　船明　只来　横川　横山町　月　小川　相津　伊砂　大川　佐久　谷山　西雲名　東雲名　熊　神沢　大栗安　西藤平　東藤平　阿寺　芦窪　長沢　懐山　石神　上野　両島　青谷　渡ケ島　米沢　日明　緑恵台　春野町領家　春野町堀之内　春野町胡桃平　春野町和泉平　春野町砂川　春野町大時　春野町長蔵寺　春野町石打松下　春野町田黒　春野町筏戸大上　春野町五和　春野町越木平　春野町田河内　春野町牧野　春野町花島　春野町杉　春野町川上　春野町宮川　春野町気田　春野町豊岡　春野町石切　春野町小俣京丸　佐久間町浦川　佐久間町川合　佐久間町半場　佐久間町中部　佐久間町佐久間　佐久間町奥領家　佐久間町相月　佐久間町戸口　佐久間町上平山　佐久間町大井　水窪町奥領家　水窪町地頭方　水窪町山住　龍山町大嶺　龍山町戸倉　龍山町下平山　龍山町瀬尻

別表第2(第3条関係)

(令5条例5・全改)

名称	位置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3(第5条関係)

(令5条例5・全改)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

別表第4(第16条・第17条関係)

(令5条例5・追加)

区協議会	代表会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

別表第5(第22条関係)

（令５条例５・追加）

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町　田町　板屋町　東田町　木戸町　相生町　中島町　名塚町　富吉町　天神町　領家一丁目　領家二丁目　領家三丁目　中島一丁目　中島二丁目　中島三丁目　中島四丁目　向宿一丁目　向宿二丁目　向宿三丁目　佐藤一丁目　佐藤二丁目　佐藤三丁目　中央一丁目　中央二丁目　中央三丁目　松城町　高町　中山町　三組町　鴨江町　西伊場町　南伊場町　和地山一丁目　和地山二丁目　和地山三丁目　富塚町　和合町　泉町　高丘町　鴨江一丁目　鴨江二丁目　鴨江三丁目　鴨江四丁目　文丘町　布橋一丁目　布橋二丁目　布橋三丁目　広沢一丁目　広沢二丁目　広沢三丁目　鹿谷町　山手町　蜆塚一丁目　蜆塚二丁目　蜆塚三丁目　蜆塚四丁目　泉一丁目　泉二丁目　泉三丁目　泉四丁目　佐鳴台一丁目　佐鳴台二丁目　佐鳴台三丁目　佐鳴台四丁目　佐鳴台五丁目　佐鳴台六丁目　葵東一丁目　葵東二丁目　西丘町　葵東三丁目　高丘東一丁目　高丘東二丁目　高丘東三丁目　高丘東四丁目　高丘東五丁目　高丘西一丁目　高丘西二丁目　高丘西三丁目　高丘西四丁目　高丘北一丁目　高丘北二丁目　高丘北三丁目　高丘北四丁目　葵西一丁目　葵西二丁目　葵西三丁目　葵西四丁目　葵西五丁目　葵西六丁目　花川町　神明町　肴町　連尺町　紺屋町　利町　伝馬町　鍛冶町　旭町　千歳町　大工町　栄町　元魚町　旅籠町　平田町　塩町　成子町　菅原町　海老塚町　砂山町　北寺島町　寺島町　龍禅寺町　浅田町　森田町　春日町　神田町　瓜内町（1番地から1813番地までを除く。）　法枝町（1番地から210番地まで）　東伊場一丁目　東伊場二丁目　西浅田一丁目　西浅田二丁目　上浅田一丁目　上浅田二丁目　南浅田一丁目　南浅田二丁目　海老	20人以内

		塚一丁目　海老塚二丁目　元城町　尾張町　元目町　北田町　常盤町　早馬町　下池川町　中沢町　山下町　元浜町　八幡町　野口町　船越町　細島町　茄子町　新津町　助信町　曳馬町　十軒町　早出町　城北一丁目　城北二丁目　城北三丁目　住吉一丁目　住吉二丁目　住吉三丁目　住吉四丁目　住吉五丁目　幸一丁目　幸二丁目　幸三丁目　幸四丁目　幸五丁目　萩丘一丁目　萩丘二丁目　萩丘三丁目　萩丘四丁目　萩丘五丁目　小豆餅一丁目　小豆餅二丁目　小豆餅三丁目　小豆餅四丁目　高林一丁目　高林二丁目　高林三丁目　高林四丁目　高林五丁目　上島一丁目　上島二丁目　上島三丁目　上島四丁目　上島五丁目　上島六丁目　上島七丁目　曳馬一丁目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目　曳馬五丁目　曳馬六丁目　和合北一丁目　和合北二丁目　和合北三丁目　和合北四丁目　初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸町　大原町　根洗町	
	東地域分科会	植松町　将監町　神立町　西塚町　上西町　丸塚町　上新屋町　宮竹町　大蒲町　子安町　和田町　天龍川町　篠ケ瀬町　北島町　薬師町　薬新町　安新町　安間町　材木町　龍光町　長鶴町　白鳥町　松小池町　中里町　中野町　国吉町　上石田町　市野町　小池町　中田町　原島町　天王町　下石田町　笠井町　笠井上町　笠井新田町　豊町　豊西町　恒武町　貴平町　常光町　流通元町　中郡町　西ケ崎町　大島町　大瀬町　積志町　有玉北町　有玉南町　有玉西町　半田町　有玉台一丁目　有玉台二丁目　有玉台三丁目　有玉台四丁目　半田山一丁目　半田山二丁目　半田山三丁目　半田山四丁目　半田山五丁目　半田山六丁目	20 人以内
	西地域分科会	西山町　神ケ谷町　大久保町　神原町　入野町　西鴨江町　志都呂町　伊左地町　佐浜町　大人見町　古人見町　和地町　湖東町　大山町　和光町　深萩町　平松町　呉松町　白洲町　舘山寺町	20 人以内

		庄内町　協和町　庄和町　村櫛町　篠原町　坪井町　馬郡町　大平台一丁目　大平台二丁目　大平台三丁目　大平台四丁目　桜台一丁目　桜台二丁目　桜台三丁目　桜台四丁目　桜台五丁目　桜台六丁目　西都台町　志都呂一丁目　志都呂二丁目　舞阪町舞阪　舞阪町長十新田　舞阪町浜田　舞阪町弁天島　雄踏町宇布見　雄踏町山崎　雄踏一丁目　雄踏二丁目　これらの町字に隣接する浜名湖	
	南地域分科会	渡瀬町　三和町　飯田町　青屋町　鶴見町　新貝町　大塚町　下飯田町　頭陀寺町　本郷町　西伝寺町　安松町　石原町　金折町　老間町　古川町　立野町　四本松町　芳川町　恩地町　参野町　都盛町　大柳町　凧野町　御給町　下江町　富屋町　西町　東町　長田町　河輪町　三新町　江之島町　西島町　福島町　松島町　遠州浜一丁目　遠州浜二丁目　遠州浜三丁目　遠州浜四丁目　楊子町　三島町　瓜内町(1 番地から 1813 番地まで)　白羽町　中田島町　寺脇町　福塚町　法枝町(1 番地から 210 番地までを除く。)　田尻町　新橋町　堤町　米津町　小沢渡町　倉松町　卸本町　高塚町　増楽町　若林町　東若林町	20 人以内
浜名区協議会	北地域分科会	都田町　滝沢町　鷲沢町　新都田一丁目　新都田二丁目　新都田三丁目　新都田四丁目　新都田五丁目　細江町小野　細江町気賀　細江町中川　細江町広岡　細江町三和　引佐町井伊谷　引佐町伊平　引佐町奥山　引佐町金指　引佐町狩宿　引佐町川名　引佐町黒渕　引佐町渋川　引佐町四方浄　引佐町白岩　引佐町田沢　引佐町田畑　引佐町栃窪　引佐町兎荷　引佐町西久留女木　引佐町西黒田　引佐町花平　引佐町東久留女木　引佐町東黒田　引佐町別所　引佐町的場　引佐町三岳　引佐町谷沢　引佐町横尾　神宮寺町　三ヶ日町宇志　三ヶ日町大崎　三ヶ日町大谷　三ヶ日町岡本　三ヶ日町上尾奈　三ヶ日町駒場　三ヶ日町佐久米	20 人以内

		三ヶ日町下尾奈　三ヶ日町只木　三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎　三ヶ日町釣　三ヶ日町鵺代 三ヶ日町日比沢　三ヶ日町平山　三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂　三ヶ日町摩訶耶　三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖	
	浜北地域分科会	寺島　中条　横須賀　高畑　西美薗　東美薗　油 一色　本沢合　道本　沼　貴布祢　小林　善地 高薗　竜南　新野　新堀　八幡　永島　上善地 小松　内野　内野台一丁目　内野台二丁目　内野 台三丁目　内野台四丁目　平口　染地台一丁目 染地台二丁目　染地台三丁目　染地台四丁目　染 地台五丁目　染地台六丁目　上島　中瀬　豊保 於呂　根堅　尾野　宮口　新原　大平　堀谷　灰 木　三大地　四大地　西中瀬一丁目　西中瀬二丁 目　西中瀬三丁目	20 人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日
浜松市規則第77号

(趣旨)

第1条　この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条　条例第6条第1項の規定による中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員の選任は、地域分科会ごとに、条例第22条に規定する当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1)　地域分科会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2)　前号に掲げる者のほか、地域分科会が推薦する者

2　地域分科会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3　地域分科会は、第1項第1号の規定による選定にあっては第3条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあっては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4　前2項の規定にかかわらず、地域分科会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5　地域分科会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改、令5規則74・一部改正)

第2条の2　条例第6条第2項の規定による天竜区協議会の区協議会委員の選任は、天竜区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1)　天竜区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2)　前号に掲げる者のほか、天竜区協議会が推薦する者

2　天竜区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3　天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあっては第3条の2第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあっては同条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4　前2項の規定にかかわらず、天竜区協議会は、補欠の天竜区協議会の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5　天竜区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した天竜区協議会の区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

（令5規則74・追加）

（推薦会）

第3条　地域分科会は、第2条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の地域分科会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

(1)　第2条第1項第1号の規定による選定の案の策定

(2)　第2条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定

(3)　第2条第2項の規定による公募の方法の決定

(4)　前3号に掲げるもののほか、地域分科会が必要があると認める事務

2　推薦会に属する地域分科会委員は、第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

3　前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

（平23規則51・追加・旧第2条の2繰下、令5規則74・一部改正）

第3条の2　天竜区協議会は、第2条の2第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した5人以内の天竜区協議会の区協議会委員による会議（以下この条において「推薦会」という。）を置く。

(1)　第2条の2第1項第1号の規定による選定の案の策定

(2)　第2条の2第1項第2号の規定による推薦者の案の策定

(3)　第2条の2第2項の規定による公募の方法の決定

(4)　前3号に掲げるもののほか、天竜区協議会が必要があると認める事務

2　推薦会に属する天竜区協議会の区協議会委員は、第2条の2第2項の規定による公募に応募することができない。

3　前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

（令5規則74・追加）

（規則で定める重要な事項）

第4条　条例第11条第3項第3号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

（令5規則74・一部改正）

（天竜区協議会の運営）

第5条　第7条及び第8条の規定は、天竜区協議会の運営について準用する。

（令5規則74・全改）

（代表会の運営）

第6条　第7条及び第8条の規定は、代表会の運営について準用する。

（令5規則74・追加）

（地域分科会の会議の運営）

第7条　地域分科会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

2　会議は、公開とする。ただし、議長又は地域分科会委員の3人以上の発議により、出席する地域分科会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

3　議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の地域分科会委員が署名しなければならない。

4　地域分科会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

（令5規則74・追加）

（委任）

第8条　前条に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

（令5規則74・旧第6条繰下・一部改正）

（連絡調整会議）

第9条　条例第30条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、全ての区協議会の会長その他市長が必要があると認める者による区協議会会長会議を置く。

2　前項の会議の運営は、地域分科会の会議の運営の例による。

（平23規則51・旧第11条繰上・一部改正、令5規則74・旧第7条繰下・一部改正）

（細目）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（平23規則51・旧第12条繰上、令5規則74・旧第8条繰下）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止）

2　浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3　第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4　第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5　第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附　則(平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

附　則(令和5年12月28日浜松市規則第74号抄)

(施行期日等)

1　この規則は、令和6年1月1日から施行する。

中央区協議会（中地域分科会）会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成１８年浜松市規則第７７号）第８条の規定に基づき、中央区協議会（中地域分科会）（以下、「地域分科会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

（会長及び副会長の互選の方法）

第２条　会長及び副会長の互選の方法は、地域分科会で協議して定める。

（会長、副会長の辞任）

第３条　会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、地域分科会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

（会長等の責務）

第４条　会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

２　副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

３　委員は、地域分科会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（地域分科会の会議の招集等）

第５条　会長は、地域分科会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第６条　委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（地域分科会の庶務）

第７条　地域分科会の庶務は、中央区役所区振興課において処理する。

（細目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、地域分科会の運営に関し必要な事項は、会長が地域分科会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月２４日から施行する。

中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成１８年浜松市規則第７７号。以下「条例施行規則」という。）第８条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、中央区協議会（中地域分科会）の会議（以下、「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

（会議の情報の公開）

第２条　会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の７日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

（傍聴人の定員）

第３条 会議の傍聴人の定員は、中央区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

（傍聴の手続）

第４条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ中央区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

２　会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名等の連絡先を求めることができる。

３　会長は、第１項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第１号）を交付しなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

（傍聴席以外の席への入場禁止）

第５条　傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
(5) 飲食又は喫煙をしないこと。
(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第８条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第９条　傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第１０条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第１１条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

（報道のための傍聴の特例）

第１２条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第４条、第５条及び第８条の規定は、適用しない。

（会議録等の作成）

第１３条　地域分科会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

２　前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

３　第１項の会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

４　地域分科会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

（会議録の記載事項等）

第１４条　会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称
(2) 開催の会場及び日時
(3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名
(4) 審議案件等の概略及び審議結果

(5) 発言内容
(6) 会議資料の名称及び内容
(7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
(8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
(9) 会議録の作成者の職氏名
(10) その他必要な事項

２　会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

（会議録等の公開）

第１５条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第７条の署名を行った後、速やかに中央区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

２　前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第７条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

３　公開の会議の会議録は、すべて公開する。

（細目）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が地域分科会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月２４日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

期日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

傍聴券

中央区協議会（中地域分科会）

浜松市中央区協議会（中地域分科会）の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

１ いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
２ 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
３ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
４ 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
５ 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により地域分科会の会長の許可を得たときは、この限りでない。
６ 飲食又は喫煙をしないこと。
７ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
８ 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
９ 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に地域分科会の会長の許可を得た者は、この限りでない。
10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
11 すべて係員の指示に従わなければならない。